

〔史料紹介〕 「大坂御蔵屋敷様へ大坂種物問屋并絞り油屋中分御
両国菜種之義奉頼上候頼書写」

池田治司

はじめに

当誌第十一号において、安永七年「菜種買口願御請書写」、安永八年「菜種買口之御請書写」についての釈文を掲載し、これに基づき、明和七年（一七七〇）の油稼に関する仕法改正の影響下における安永年間の大坂及び灘目油市場の動向について解題を加えた。

これらの史料では、明和七年の仕法改正に際して京口油問屋日野屋庄左衛門が、自己の請負によって成立させた菟原・武庫・八部の灘目三郡の水車油稼株のために、菜種は三郡内相互買いという仕法枠を越えた菜種買増し願を出している事実を確認することができた。¹⁾

これらの史料は、当館が昭和六十年に東京の古書店から購入した「大阪京都油問屋文書」（合計四十二点）に含まれるもので、当館史

料目録第四集に掲載されているが、今回は同文書中に含まれる史料のうち、文政六年「大坂御蔵屋敷様へ大坂種物問屋并絞り油屋中分御両国菜種之義奉頼上候頼書写」について釈文を掲載し、その意義について解説したい。

なお、前稿で紹介した二点の史料を含めて、この史料群の購入時点からあつた形状的特徴について一点付け加えておきたい。これらの史料の表紙裏の上辺中央部に人為的な一辺四〜五センチ程度の方形の切り抜きが見受けられ、その下辺下に印判による「棄」の文字が残されている。また、丁数半ばの上方綴じ代近辺に小さく「東京教育大学附属図書館」の朱印がある。これによって、この史料群が同館の廃棄史料であることが推測できる。

【釈文】

(表紙)

文政六年

大坂御蔵屋敷様へ大坂種物問屋并絞リ

油屋中へ御両国菜種之義奉頼上候頼書与

未二月

乍憚書附ヲ以御頼奉申上覚

大坂菜種絞リ油屋仲間

年行司

一從先年油直段高直二而諸人難義之事二附、諸国菜種大坂表へ為積登可申旨毎々御触流有之、猶以御取締之上明和年中大坂表ヲ始撰河泉三ヶ国二おめて油絞リ株夫々御定有之、并油掛り之者共へ一同御株被仰付其餘之国々作菜種不洩大坂表へ廻着可仕旨江戸表御下知ヲ以諸国一流御触流有之、其後何分当地へ種物廻着無数度々御糺之上、寛政年曆初頃当地種物問屋私共仲間へ其頃迄之諸国菜種当地当着之石数年々国分ヶ仕奉書上様当地御奉行所へ御糺之砌、西国筋国々之内聊ならて者不積登国々も有之趣奉書上候処、何連之国々二而も菜種作無之土地八有間敷、全当地種物問屋分国々へ仕入先銀文通等等閑二致置候ゆへ等御阿ヲ受無申訳、寛政三亥年西国筋之内二而都合拾三ヶ国不行

着之国々兵庫二おめて新規二菜種問屋御免被仰附大坂廻着相止ミ、種物問屋私共仲間八不及申二、去年八月江戸表御下知ヲ以寛政三亥年已前之通諸国一流不残大坂表へ廻着可致旨被仰渡、油掛り之者共年来之熟答ヲ開難在奉畏候、依之右国々御領主様御領分已来年々当地へ種物為御積登被成下度旨夫々御蔵屋敷様へ御頼奉申上候儀二御座候、然処当

御太守様御領分之義者、先年淡州須本菜種之由二而年々千五百俵程宛為積登被成下候処、其後聊ならで候不積登国々之内二相成、阿州表之義者昨年迄兵庫津へ為御積登之国二相成私共何共可申上様も無御座候所、当年分者已然之通り大坂表へ為積登二相成候二付、何卒当地へ為御積登被下度、当又淡州表之義八先年分相替候義無御座候へ共為積登無之候、御両国出産之菜種為御積登被下度御頼奉申上候、且又先年より度々御触流有之通全体手作手絞リ之義者、一村之内たりとも他之絞リ草買集手絞りと唱油稼仕候義八相成り不申御定、殊二絞リ立候油者不残当所出油屋共へ為積登売払可申御定法二御座候処、御国表分手作手絞リ油当地出油屋共へ為積登売払候義者一向無御座候、尤於其所二何程隠絞リ仕候而も其所切之油直段二相成り、勝手勝手二売徳ヲ取直段ヲ究り売渡候旨、左二て八油相場基立之当地種物并油潤沢不仕候而八高直二相成り、右直段之積リヲ以諸国一流高直之道理と被思召上候義二御座候旨、依之毎々御公儀様分御触流有之義二御座候、当又夫々国々へ仕入先銀文通等仕不筋之隠絞リ等無之様取計可仕旨、兼而種物問屋私仲間へ被仰渡在之候へとモ、仲々場広之御国々所詮私共取

計も行届キ不申義ニ御座候二附、何卒御国表御領分中へ不正之売買不仕様被仰渡被下度奉願上候、猶又前文ニ奉申上候通阿淡御両国出産之種物不正之売買なく当地へ為御積登被下度御頼奉申上候、何卒右之趣御国元へ御達被下度幾重ニも御頼奉申上候以上

年行司

文政六年 川崎屋平兵衛 印

未二月 山田屋彦兵衛 印

阿淡両国

御蔵屋舗御役人衆中様

一筆啓上仕候、春暖之節御座候所先以其御地各様方御家内様御安泰ニ可成御揃目出度御義ニ奉存忝ク、昨八月ニ御公儀様令諸国へ御触ヲ以被仰出候拾三ヶ国ニ而出産之菜種是迄兵庫津ニおゐて引受問屋御免被仰附在之候所、右兵庫問屋御指留^{（書）}ニ而今年令已然之通大坂表へ積登候御趣意ニ相定申候二附、大坂菜種絞り油屋問屋仲間令別紙書附之通当御屋舗様へ頼出候二付、色々御取調之上近々御両国江御達ニ相成候様此節御治定二付、御心得之筋ニも相成可申哉と則御願書写取御一覽ニ入申候、猶又是迄暫兵庫表へ御積登成来り候所、今年令大坂表へ積登初り候事故各方之御指留^{（書）}ニも相成り不申様万端無御油断御勘考可被成候、尤右菜種之義も御国内出産之向一同各方御手許へ御引受被成、員数ヲ究各方令御差登被成候方可然哉と六左衛門殿と折角御尊仕候事ニ御座候間、尚是等之義も御合点御勘考可被成様奉存候、先八右之段

早々御しらせ為可得貴意如此ニ御座候已上

三月廿一日

礪上武助

御一統様

【解題】

徳川幕府は、江戸における燈油の値段と供給量の安定化を図るため、その最大の供給地である摂河泉をはじめとする西日本各地からの下り油の集荷に腐心した。これは明治十五年大阪商法会議所において行った商業者に対する聞き取り筆記をもとに、遠藤芳樹によつて編述された「大坂商業習慣録」の余録である「鉛筆餘唾」の次の記述に如実に示されている。

絞油商は殊に政治上の關涉ありしものなり。元來百貨の需要は江戸を第一とするものなれば、何事も江戸を根本として規矩を設くるものゝ如し。譬へば燈油の如き、江戸の需要欠乏するや、江戸商賈は奮然として曰く、將軍家の膝下をして暗黒にするを欲するや。上方商賈の意解す可らずと。終に問屋等連合して、需要缺乏のことを町奉行に上告す。町奉行は之を審査して大坂町奉行に移牒し、速に貨物の輸送あらんことを告ぐ。依て大坂油商は之を決して猶豫するを得ず、百方周旋して積み送る事なり。然れども東西商賈中自ら偽なきを保せず。己が利益を爲すを欲し、互に掛引は有ることなりと。實に東京商賈は海内の物価を左右するの権利を有せしものにして、大坂商賈も亦之れに亞で其權を振ひしものなり。

特に大阪はその流通の中心都市としての機能を担い、大阪の油商人は特權的地位を築く。これは、例えば寛保三年（一七四三）正月の御

触「燈油高直之事」の「諸国にて油絞り草作増、其國々二有來候油問屋共へ賣渡し、其余八不圍置、當表へ積登せ候様二、今度諸国へ被仰渡候筈二候」の文言に見えるように、諸国産出の余剩種物の流通統制によつて、大阪への廻着量の増加を図り、それによつて燈油の高騰防止と江戸への安定供給を目指すという施策に典型的に表れる。

明和三年（一七六六）に幕府は大阪問屋の独占權をさらに強化するが、まもなく明和七年（一七八〇）に、幕府は水車絞りを旨とする灘目のような絞油業の台頭を看過し得ず、これらを株仲間に加えることによつて大阪への油の廻着量の増加を図る仕法改正を行う。

この仕法改正によつて、株仲間に加出した摂河泉州の村々に、綿実に関しては寛保三年以來禁止されていた大阪を除く五畿内の範圍での他国買も許される。また、水車新田をはじめとする摂州免原・八部・武庫三郡の水車稼に対しては綿実に関して五畿内に限定せず関東筋四国中国九州筋その他からの他国買も許可されることになった。このように、大阪問屋の種物集荷の独占權を讓歩してまで、搾油レベルでの大阪への廻着総量を増やし、ひいては江戸への安定供給を確保しようとするわけである。

しかし、続く安永・天明年間には新たな阻害要因が生まれてくる。それは地方の「無株不正」油稼の増加による隠絞り・道買などの生産地諸国における内部的絞油業の発展が、大阪を中心とする摂河泉への種物廻着量の減少の原因となつてくることである。

元々大阪の油市場は種物市場を基盤に成り立っており、その主体は

水油（菜種油）であった。文化一四年から文政九年までの十年間の大阪へ廻送された分と摂河泉州の油稼人の買請分合計数量の平均高で見ると、菜種買請高二〇五、六二四石余から出来た正油が四七、一八九石余で、同年限に地方で絞られ正油として廻着した水油の平均高七、二六二石余の六倍以上になる。この絞油力の実態をもって大阪が油の元方相場と称せられるのであって、種物廻着高の減少によってそれが十分に機能しない状況では、江戸への安定供給も果たし得ない。

それが寛政三年（一七九一）に至って、西宮・灘目・兵庫の水車人力油稼人の江戸直積廻しの許可や安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐・阿波・大隅・豊岐・対馬の西国一三ヶ国菜種の大坂廻送差止、兵庫津への廻送令への政策転換となつて表れる。これら一三ヶ国は十年間に大阪への菜種廻送がなかつた国々であり、「大坂表問屋共引請仕入方不行届」により兵庫津に新規に認められた種物問屋の監督下に置き、菜種集荷量の改善を図つたわけである。

しかし、これも順調にはいっていない。この一三ヶ国は元来菜種生産量の少ない土地であり、寛政一〇年（一七九八）頃では、豊岐より二、五〇〇石、大隅は少々、美作は五〇〇石、石見は二〇〇〜三〇〇石で、阿波・対馬・安芸・出雲・隠岐・伯耆・周防・長門・因幡の九ヶ国からは全く集荷がない状況であった。⁽⁷⁾このため文政五年（一八二二）八月には「近年諸国種物大坂へ廻着并出油等も少く、直段二相障、差支之筋も相聞候二付」として、兵庫菜種問屋ならびに西宮灘目油江戸直積廻問屋が差止になり、西国一三ヶ国菜種の買請も寛政三年以前のよ

うに「大坂表問屋」の引請に戻つた。⁽⁸⁾

今回釈文を掲載した史料は、この翌年に大阪油問屋が回復した特権的地位を維持するために、阿淡両国御蔵屋敷に宛てに出した頼書である。⁽⁹⁾

差出は「大坂菜種絞り油屋仲間年行司」となっている。冒頭で述べられているのは、ここまで説明をした明和年中から文政五年までの幕政の推移である。

つまり、明和の仕法によって摂河泉の油稼株が許可せられ、さらに寛政三年には大阪問屋の種物集荷努力不行届によって西国一三ヶ国の大坂廻送が禁止になり、兵庫津にとつてかわられることになつたが、文政五年八月に寛政三年以前の旧例に復し、残らず大阪へ廻送することを仰せ渡されたので、御領分の種物の積登せについて御蔵屋敷に依頼をしている。

先年淡州須（洲）本菜種については毎年千五百俵ずつ廻送があつたが、それ以後少量では廻送をしないようになった。一方の阿波国は兵庫津への廻送を命じられた一三ヶ国に属したので、大阪の油屋の管轄外であつたが、文政六年以降は寛政三年以前の仕法に復して「大坂表」への廻送となり、「大坂菜種絞り油屋仲間」から改めて両国菜種の大坂廻送を依頼している。⁽¹⁰⁾

そして、重ねて手作手搾り以外の絞草の他からの買い入れや、余剰絞り油の大坂出油屋への売り渡しなどの定法を確認の上、隠し絞りや勝手売りを禁止している。その理由として、勝手売りによるその場限

りの値段設定により、大阪の油相場が有名無実になり、油の廻送量も不潤沢となるという。つまり、在方の勝手売買の値段が大阪の基準相場よりも高くなっているのだから、大阪の油市場は不潤沢となり値段も上がるという道理と考えられる。寛政三年令にもあったように「仕入先銀文通等仕」不正の隠絞りを規制するよう取計うものの、御領分隔々までその取計も行き届かないので、両国内での不正売買の監視と遺漏のない大阪への種物の廻送を年行司二名の名前で依頼している。

続けて、これを蔵屋敷役人が国元御一統へ触れ知らせている手紙の内容が掲載されている。この手紙の差出人「礪上武助」及び、ともども相談をしている「六左衛門」については蔵屋敷役人と思われるが、「尤右菜種之義も御国内出産之向一同各方御手許へ御引受被成、員数ヲ究各方分御差登被成候方可然哉」とし、国元御一統に対し国内で生産された菜種を手元に集約して、数量を決めて大阪へ積寄せたほうが良いのではないかと進言している点に、国内余剩菜種の存在を窺わせる。

この史料は、文政五年の西国一三ヶ国の菜種の大坂廻送令以降、各国へその趣旨を徹底する方策として、蔵屋敷を通じた周知がはかられたことを表す具体的な事例として、また、大阪油問屋が阿淡両国に対する菜種集荷の可能性を見出していた証拠として、その意義があると考えられる。⁽¹⁾

注

- (1) 拙稿「史料紹介」「大阪京都油問屋文書——安永年間の大坂及び灘目油市場の動向」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』第十一号、平成二二年)
 - (2) 黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第一輯(大阪商科大学経済研究所、昭和九年)
 - (3) 大阪市『大阪市史 第三』(清文堂出版一九六五年)四七四頁
 - (4) 大阪市中以外では手作手絞(自家需要のための油生産)以外は、村内の中ですら原料の買受や絞油業を禁じる。
 - (5) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』(有斐閣、一九五五年)二五四頁
 - (6) 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』(御茶の水書房、一九七七年)一三三—一三三頁
 - (7) 前掲『新版封建経済政策の展開と市場構造』七〇頁、前掲『封建社会の農村構造』二五六頁。
 - (8) 前掲『大阪市史 第四』(清文堂出版一九六五年)七九二頁。
- この文政五年の仕法改正については、灘目油屋の不正もその要因として考えられる。例えば、幕府より江戸下り油問屋へ灘目問屋の江戸直積について、その良し悪しを質した報告書(「灘目真積油ノ儀御取調二付、油屋共御答申上候書付」『統海事史料叢書 第二卷』成山堂書店、一九七二年)によれば、「灘目油屋共拾三ヶ国八菜種作増ノ儀名目斗ニテ、内実八大坂表江可積登種物ヲ兵庫津ニライテ右国々ノ種モノ二紛シ多分買取圍置、右絞り立候油毛尚亦圍置、江戸表又八大坂表共双方景氣ヲ見合、直段高直ノ方へ年々売来り候」と述べ、江戸・大阪双方の油相場を利益に応じて選び、さらにその後の記述には江戸表の注文に意図的に応じずに、値上がりを待つて売るといふ、相場操作のような行為もあったことが記されている。
- 圍置については、「灘目油屋共ノ内免原郡水車新田水油受負人油屋兵五郎・同郡住吉村米屋久兵衛・同郡大石新在家村米屋藤兵衛右八重立

候油屋共ニテ、其稼場所へ油枯レト名付、一瓶式拾樽宛モ入候瓶数夥敷伏置、平生油困置、直段引上候得八江戸・大坂ノ内勝手次第第二売出候二付」と不正の内容を具体的に記している。

その前年に大阪の油屋に幕府は同様の内容を質しているが、この回答書（「文政四巳年大坂町奉行所二而油筋之者共御尋之節御答書」）において、明和七年に灘目油稼株の設置を建議した日野屋庄左衛門が属した京口油問屋ですら、灘目油屋の同様の不正を報告し、大阪・灘目の双方にて相場両建てになるのが問題で、諸国菜種の大坂への集約と灘目油の江戸直積の差止を願っている。ただ、差出は日野屋ではなく、長浜屋と伊丹屋である。

(9) この両国は文政五年以前においては、菜種廻送先を異にし、淡路国は大坂表に、一方阿波国は兵庫津への廻送を命じられていた。しかし、両国が並び称せられるのは、同領主（阿波藩主蜂須賀氏）の支配地であるためである。阿波藩は阿波国と淡路国を領有する外様大藩で、蔵屋敷の所在地は中之島常安町である（『藩史大事典 第六卷 中国・四国編』雄山閣、一九九〇年に拠る）。

(10) 「大坂町御奉行内藤隼人正様御勤役中油掛リ之モノヨリ差出シ候兵庫津江拾三ヶ国ヨリ着岸ノ菜種出所・俵数立合改石高書」（『続海軍史料叢書 第二卷』成山堂書店、一九七二年）によれば、寛政八年から文政三年までの間で阿波国より菜種の廻送があったのは、享和元年と文化元年の二ヶ年のみである。この史料を含めて、『続海軍史料叢書 第二卷』に載る「油問屋舊記」による寛政三年令前後の灘目油流通の問題については、伊藤敏雄「近世後期における灘目油の流通―灘目油江戸直積と13か国菜種引受けの停止の検討―」（『経済学研究 第53巻第4号』関西学院大学経済学研究會、二〇〇〇年）に詳しい。

(11) 前掲「文政四巳年大坂町奉行所二而油筋之者共御尋之節御答書」中の両種物問屋からの回答内容の中には、九州筋より大阪表への種物廻送途中での不正売買や隠絞りなど不正の油稼人が多くなっている国々として播州・三備州・讃州・予州とともに阿州の名前があがっている。

る。続けて、これらの国々では表向きは「御領主様御家中様^遣違用油」の名目で領分の有力百姓・町人が願ひ立て、その權威のもとに大規模な油稼ぎを行っており、相場所の検分を掛け合っても、御用油の大義を掲げて応じないという趣旨の記載がある。このように領主が隠し絞りを容認している実態があるので、蔵屋敷を通じて国元に触れ出しているのは、その呵責の含みもあると思われる。

